

(意見書案第1号)

介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、介護現場では介護人材の確保に大変苦慮している状況である。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護職員のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められている。

今般「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」では、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を決定し、令和4年10月以降には臨時の報酬改定を行い、所要の措置が講じられることになっている。

よって、国においては、介護職員の処遇改善において、今回の臨時の報酬改定や原則3年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所ごとの柔軟な対応を進めるとともに、地域の介護サービスを持続可能なものとするため、以下の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 「介護職員等特定処遇改善加算」の配分方法について、事務職員等正規雇用職員においても、加算金の対象とするよう所要の措置を講ずること。
- 2 原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行の「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度などを組み合わせた人件費をベースにした事業所ごとの介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続きを簡素化し、事業者の人材確保への裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月18日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛